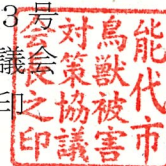


鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の評価報告
(令和2年度)

3 能代獣対協発第8号
令和3年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

所在地 秋田県能代市上町1番3号
協議会名 能代市鳥獣被害対策協議会
代表者 斉 藤 正 美 印



鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第6の1の(1)の規定により、別添のとおり報告する。

1 被害防止計画の作成数、特徴等

能代市全域で1つの計画を作成。
ニホンザルについては平成14年、梅内地区で農作物被害が確認されたのをはじまりとして、年々被害地域が拡大し、現在では市の北部、白神山地に接する種梅・常盤両地域全体に広がっている。箱わなによる捕獲や銃器による追い上げにより被害抑止に努めているが、サルの警戒心が高まり、人気のない頃に田畑へ侵入し被害が拡大している。
近年は集落、個人の電気柵の設置による被害対策が広がっている。
ツキノワグマは市の中山間部のほぼ全域で出没が確認されているが、単独や親子で行動するため、群れで行動するサルに比べて動きの把握が難しい。
農作物や養蜂などの被害のほか人身被害も発生しており、出没件数も格段に増えている。行動範囲も広がっており、人の生活圏への影響も大きくなってきているため、今後の動向が懸念される。
イノシシは小規模ながら初めて農作物の被害が確認された。目撃情報も増えてきており、繁殖力も高いことから早期対策による封じ込みが必要とされる。
ニホンジカは直接的な被害は確認されていないが里山付近での目撃情報があることから、群れを形成しての地域定着化が危ぶまれる。

2 事業効果の発現状況

被害地域へ追い払い用火を配布、電気柵助成等を行い住民主体の被害防止を実施。
ニホンザル被害地域へ巡視員を配置し被害状況並びに出没傾向の調査・把握に努めた。
人材育成としてわな免許取得者へ取得費の助成を実施した。
農作物収穫前や対象有害獣の出没及び被害状況に応じ実施隊による追い上げやこ罠による有害捕獲を行い被害防止を実施した。

3 被害防止計画の目標達成状況

平成29年度の現状をもとに3カ年で20%の被害軽減を目標に対策を実施した。被害面積についてはニホンザルによる被害面積が多く軽減率-2,078%と目標を達成することができなかった。原因としては追い上げやこ罠への警戒心が強くなり人気がない時間帯を狙って果樹園、田畑に侵入している。
被害金額についてはニホンザル24. 5%、ツキノワグマ24. 7%とそれぞれ目標を達成することができた。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価	
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)						
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率
能代市鳥獣被害対策協議会	能代市	平成30年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	はこ罠設置(サル) はこ罠設置(クマ) 巡視員の配置	はこ罠(サル)13基 はこ罠(クマ)11基 イノシシと併用 サル巡視員2人	能代市鳥獣被害対策協議会	—	—	平成30年度～令和2年度 ニホンザル H30 7頭 R1 8頭 R2 5頭 ツキノワグマ H30 16頭 R1 6頭 R2 22頭 巡視員の巡回により実施地区での農作物被害を抑制し出没実態の把握に努めることができた。 迅速な檻の設置によりツキノワグマの被害軽減に努めることができた。	ニホンザル	H29	R2	R2		H29	R2	R2		ニホンザルについては群れで行動しており、局所的な農作物被害は甚大なもので、H30年～R2年は出没頻度や目撃回数が以前に比べて増加しが、巡視の強化や迅速な追い上げ等により結果として被害金額の数値目標を達成することができた。しかしながらサルの行動区域は年々南下しており人里付近まで接近してきている事から、引き続き実施隊を中心として地区住民と協力しながら捕獲や追い払いを行い被害防止に努める必要がある。 ツキノワグマについてはH28から例年に比べ急激に出没頻度や目撃回数などが多くなり、農作物等にも多大な被害が発生した。実施隊による捕獲のほか、防災無線やチラシ・看板による注意喚起を行い被害防止に努めたが結果として被害金額目標を達成することができた。	鳥獣保護管理員 藤原 巖 氏 鳥獣被害対策を講じるうえで一番重要になってくるのは住民と猟友会の方が信頼関係を築くことだと考えております。日頃より住民と猟友会の方が交流することで鳥獣の出没情報を迅速に伝達することができます。また、地元の実情に照らし合わせて罠の設置場所を決定し鳥獣の捕獲を円滑にできるようになります。ですので、住民と猟友会の方が常日頃交流できるような時間をもつことが大切になってくると思います。	
		令和元年度	同上	同上	同上	同上	—	—		ツキノワグマ	496.5	392.1	122.7	358	2.52	2	3.1	-112	サルに対して 電気柵の設置する場所、使い方を決めて設置したほうがよいです。また引き続きロケット花火、爆竹、猟友会による追い上げを実施していく必要があります。		
		令和2年度	同上	同上	同上	同上	—	—		イノシシ	0.1	0	0	100	0.002	0	0	100	クマに対して ニツ井支部の檻についてもっと頑丈なものを使用したほうがよいと思います。クマが隠れるところをなくすため、住宅街付近の藪をなくしたほうがよいです。		
										ニホンジカ	被害なし	未然防止	36.1	—	被害なし	未然防止	1.142	—			
										合計	635.7	503.4	263.8	281	3.362	2.66	8.822	-778			

注1: 被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
2: 都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3: 事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4: 「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5: 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。